

第三者委員会設置について

茨城県西農業共済組合（以下「本組合」という。）は、茨城県知事から令和 7 年 7 月 30 日付で発出された農業保険法第 210 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく必要措置命令に基づき、本組合に係る共済金及び保険金に関する事案等の調査を行い、本組合へ再発防止に向けた提言を行うために、外部有識者（弁護士等）を構成員とした第三者委員会を設置いたしました。

なお、第三者委員会設置についての調査対象とする事実の範囲、調査報告書の開示先となる監督行政庁等の範囲、調査結果を開示する時期については下記のとおりとなります。

記

調査対象とする事実の範囲

- (1) 検査書(令和 7 年 7 月 25 日付けで茨城県から交付された検査書をいう。)において指摘された事項（以下「指摘事項」という。）に係る事実関係、経緯及び動機等
- (2) 逮捕者を出した建物共済金の詐取等の不祥事件に類似する案件の存否
- (3) 指摘事項の原因となった本組合の法令等を遵守する体制、内部統制及び組織風土上の問題点並びに責任の所在

等

開示先となる監督行政庁等の範囲

農林水産省、茨城県庁、茨城県農業共済組合連合会

調査結果を開示する時期

調査報告書を受領した後速やかにホームページにおいて開示いたします。

令和 7 年 12 月 23 日
茨城県西農業共済組合
茨城県八千代町松本 500 番地
電話 0296-30-2900（代）
FAX 0296-30-2920